

特集

守って! 電波の ルール

電波の
ルールを
勉強しよう!



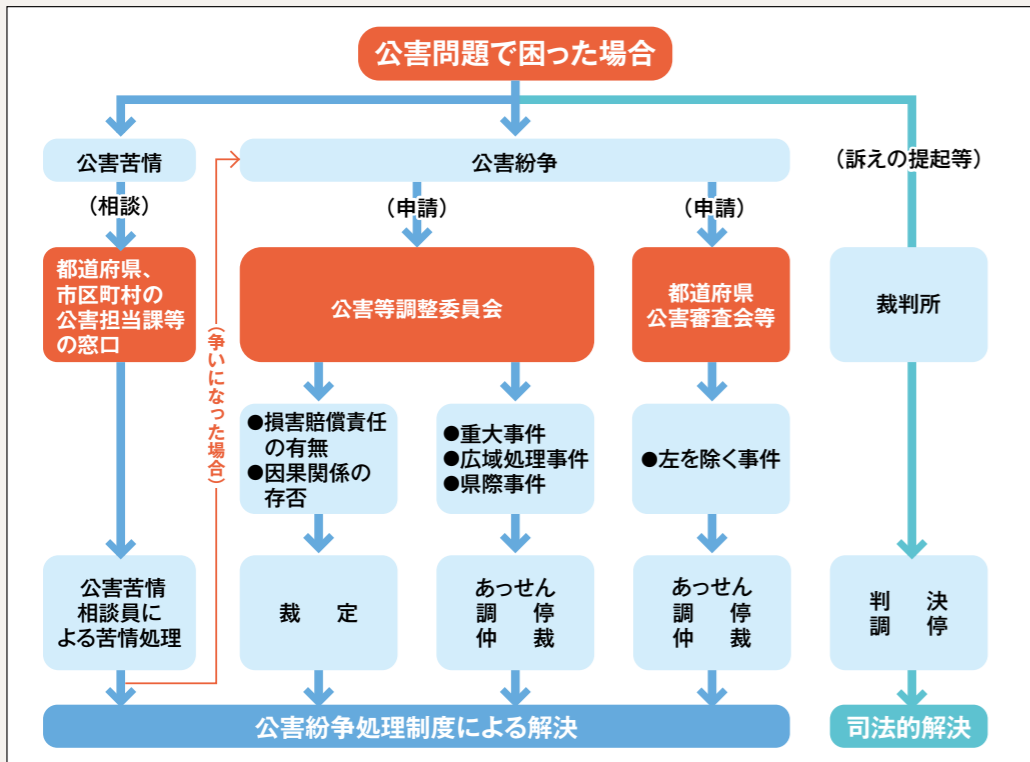
TOPICS

あなたの「ふるさと寄付金」が
被災者支援に活かされます!

災害発生時には
災害用伝言サービスの活用を!

避難されている皆様へ
現在の所在地を
お知らせください

公害紛争処理制度



近所の施設の騒音・悪臭
それは「公害」？

「公害」は、環境基本法により、事業活動やその他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染②水質汚濁③

土壌汚染④騒音⑤振動⑥地盤の沈下⑦悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること、と定義されています。これらの①から⑦までの7種類を「典型7公害」と呼びます。公害紛争処理の対象となるのは、

これらの公害に関する紛争です。公害紛争処理制度は、公害についての苦情や紛争があったとき、その解決を手助けし、よりよい生活環境の確保に役立つ制度です。

公害の苦情や紛争を解決するには？

公害問題で困った場合の解決手段として、訴訟のほかは2つの制度があります。「公害苦情相談」は、都道府県や市区町村など身近な行政機関の公害苦情相談窓口で気軽に相談できます。相談内容に応じて職員が現地調査をしたり苦情の原因者への助言、指導を行い、近隣住民との間の話し合いに立ち会うなどにより解決に努めます。

このための機関が国の公害等調整委員会や都道府県公害審査会等で、法律の専門家、医師、大学教授などの各分野の有識者が委員となり、中立公正な立場から、調停、

第三者が間にいることで、中立公正に紛争を解決

当事者間の対立が深刻で解決の見通しが立たない場合等に、専門の機関が紛争の解決に努めるのが「公害紛争処理」です。第三者が入って話し合いを進めたり、当事者の主張・立証を基に中立公正に判断を下したりします。

公害紛争処理制度の特長

- 1 専門的知見の活用
- 2 機動的な資料収集・調査
- 3 迅速な解決
- 4 低廉な費用
- 5 柔軟な手続による解決
- 6 公害防止対策への反映
- 7 フォローアップ

【総務省 公害等調整委員会】
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

【公害紛争処理制度に関する相談窓口】
総務省公害等調整委員会事務局 公調委 公害相談ダイヤル ☎03-3581-9959 (月～金曜 10:00～18:00)

裁定（公害等調整委員会のみ）な
どの手続を行い、紛争の解決に努
めます。

総務省

CONTENTS

3 ニッポンの今を知る
「公害紛争処理制度」

TOPICS

4 避難されている皆様へ
現在の所在地をお知らせください

6 あなたの「ふるさと寄付金」が
被災者支援に活かされます！

8 災害発生時には
災害用伝言サービスの活用を！

10 特集
守って！電波のルール

14 MIC FOCUS
地デジ化すんでいますか
—あなたの地デジ化、お手伝いします—

18 MIC NEWS
平成24年経済センサス—活動調査
を実施します

20 地方のかがやき
地域の魅力を新たに発掘！
ほっと立ち寄れる「おもてなし」のまち
栃木県 鹿沼市



避難されている皆様へ 現在の所在地をお知らせください

(全国避難者情報システム)

東日本大震災等により、
避難されている皆様、
避難先の市町村へ
ご自身の避難先等の
情報をご提供ください。
避難される前にお住まいの
県や市町村から、
さまざまなお知らせを
お届けできるようになります。

避難先の市町村へ ご自身の情報を

東日本大震災等により、多くの皆様がお住まいの家を離れ、全国各地に避難されています。それらの方々を避難される前にお住まいの県や市町村では、避難された方々の現在の所在地などの情報把握が課題となっています。

このため、全国の都道府県・市町村の協力により、「全国避難者情報システム」の運用が4月から開始されています。これは、住所地から避難された方々に、避難先の市町村まで現在の避難先等に関する情報を任意にご提供いただき、その情報を住所地の県や市町

村へ提供するというシステムです。

これによって、避難前にお住まいの県や市町村から、避難されている方々へ、さまざまな情報をお届けできるようになります。

避難前の県や市町村から、 重要なお知らせをお届け

避難先などの情報を提供していただくことにより、(1) 見舞金などの給付のお知らせ、(2) 国民健康保険証の再発行のお知らせ、(3) 税や保険料の減免措置等のお知らせ、(4) 仮設住宅の提供状況など、住所地の自治体からさまざまな情報を、避難している皆様にお届けできるようにな

ります。

避難先などの情報提供は、全国の市町村(一部の被災団体を除く)で受付中です。

市町村窓口や 避難所にて受付中

住所地の自治体を離れて避難されている方は、指定の様式に、ご自身の避難先等を記入し、避難先の市町村へお知らせください。

情報提供の様式は、避難先の市町村の窓口や避難所で受け取れるほか、下記の総務省ウェブサイトでもダウンロードできます。

提供していただく情報は、「氏名・生年月日・性別」「避難前の住所」「避難先(避難所、個人宅等)の所在地」などです。提供していただいた情報は、避難先の都道府県で集約され、避難前の自治体に情報が届けられます。

詳しくは避難先の市町村にお問い合わせください。

避難されている皆様へのお願い

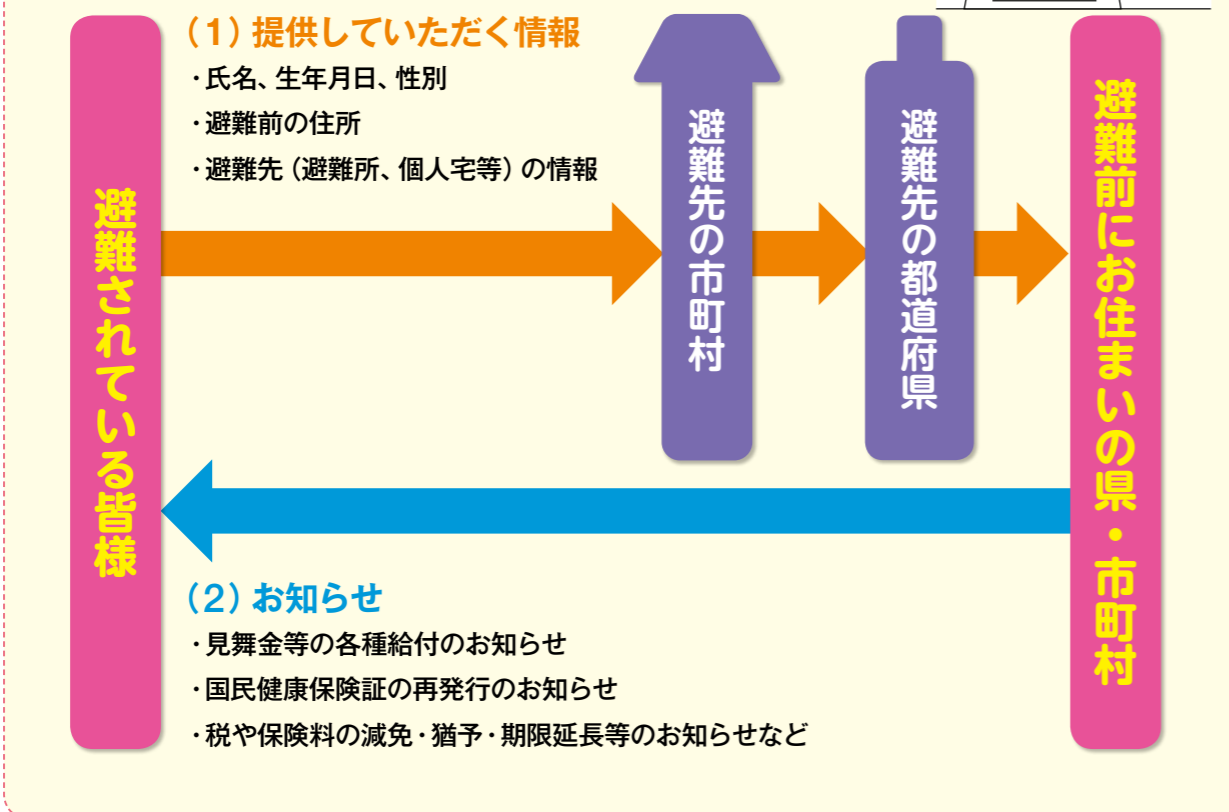
全国の市町村で
受付中

- (1) 避難先の市町村へ、ご自身の情報をご提供ください。
- (2) 避難前にお住まいの県や市町村からさまざまなお知らせをお届けできるようになります。

※ 詳しくは、避難先の市町村へお問い合わせください。



全国避難者情報システム



あなたの「ふるさと寄付金」が被災者支援に活かされます！

ふるさと寄付金で被災地復興支援を！

東日本大震災の被災地の県や市町村へ、寄付金や義援金を送りたいと考えている方も多くと思います。

寄付金は地方団体に対する支援を目的とし、義援金は被災者に対する支援を目的とするものですが、こうした被災地への寄付金や義援金を「ふるさと寄付金」の制度を活用して行くと、その年の所得税と翌年度の個人住民税の控除が受けられます。

自分が居住する市区町村以外に自分が生まれ育ったふるさとや、出身地以外の任意の地方団体に寄付し、一定の税

によって申込書が必要になるなど、手続が異なる場合があります。また、寄付したい地方団体のホームページ等を事前にご確認ください。

また、控除を受けるためには、確定申告等が必要となります。その際に必要となりますので、振込書の控や受領証などは大切に保管してください。

寄付をした翌年度の個人住民税から控除

「ふるさと寄付金」によって控除（還付）される額は、所得税と個人住民税を合わせて、おおむね「寄付金額－5千円」となります。控除される額には上限がありますので、詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。皆さんの心遣いが被災者支援に活かされます。



どのくらい税金が軽減されますか？

給与所得者が都道府県（市区町村）に対し、平成23年に寄付した場合

寄付者の年収	寄付金額	軽減額合計	軽減額	
			住民税軽減額	所得税軽減額
300万円	1万円	5,150円	4,750円	400円
	5万円	16,000円	13,600円	2,400円
	10万円	23,500円	18,600円	4,900円
500万円	1万円	5,300円	4,500円	800円
	5万円	32,050円	27,250円	4,800円
	10万円	42,050円	32,250円	9,800円
700万円	1万円	5,600円	4,000円	1,600円
	5万円	45,600円	36,000円	9,600円
	10万円	66,250円	46,650円	19,600円

※軽減額は一例であり、実際の軽減額は異なる可能性があります。

どのような書類や手続が必要ですか？

- 12月末までに行った寄付については、来年の申告期間（平成24年2月16日～3月15日）までに最寄りの税務署に確定申告をしてください。
- その際に、地方団体等への義援金等であることが分かる受領証や振込票の控、または郵便振替の半券（原本）などの書類が必要となりますので、大切に保管してください。
- 確定申告の際には、自宅から申告でき、より早く還付される便利なe-Tax（電子申告）をぜひご利用ください。詳しくは、国税庁e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

「ふるさと寄付金」はどこにできますか？

- 寄付をしたい被災地方団体の義援金・寄付金専用口座
➡総務省HPや各地方団体のHPでご確認ください。
- 日本赤十字社や中央共同募金会等の義援金専用口座
➡各団体HPでご確認ください。



「被災地方団体に寄付金や義援金を寄付する場合」

- (1) 被災地方団体の義援金・寄付金専用口座へ振込み
(振込票の控や受領証などを保管)

「日本赤十字社や中央共同募金会、日本政府に義援金を寄付する場合」

- (1) 義援金専用口座へ振込み
(振込書の控を保管)

- (2) 振込票の控や地方団体の受領証などを添付して、来年3月15日までに最寄りの税務署に確定申告
- (3) 所得税と個人住民税で控除（還付）

寄付の申込みや手続について

具体的な寄付の申込手続や方法については、各地方団体

控除を受けられるのが「ふるさと寄付金」制度です。この制度の活用のため、被災地方団体では、寄付金・義援金の受入口座を開設しています。総務省ホームページにその一覧を掲載していますので、ご活用ください。

また、被災地方団体に直接寄付する場合のほか、日本赤十字社や中央共同募金会などに、義援金として寄付する場合同様に「ふるさと寄付金」として所得税と個人住民税で控除（還付）が受けられます。



災害発生時には 災害用伝言サービス の活用を！

**災害時は通信が大混雑
伝言サービスが便利です**

今般の東日本大震災のような大災害が発生した場合、被災地への電話が殺到します。東日本大震災では最大で平常時の約50倍以上の通話が集中した携帯電話事業者もあり、電話がつながりにくくなりました。

こうした通信の混雑の影響を避け、家族や知人の安否確認や、避難場所の連絡等をスムーズに行えるのが「災害用伝言サービス」です。

被災地の方が自宅の固定電話番号宛に伝言を録音し、それを全国から再生できるのが「災害用伝言ダイヤル」です。

パソコンでは「災害用ブロードバンド伝言板（web 171）」、携帯電話・PHSでは「災害用伝言板」を利用することができます。

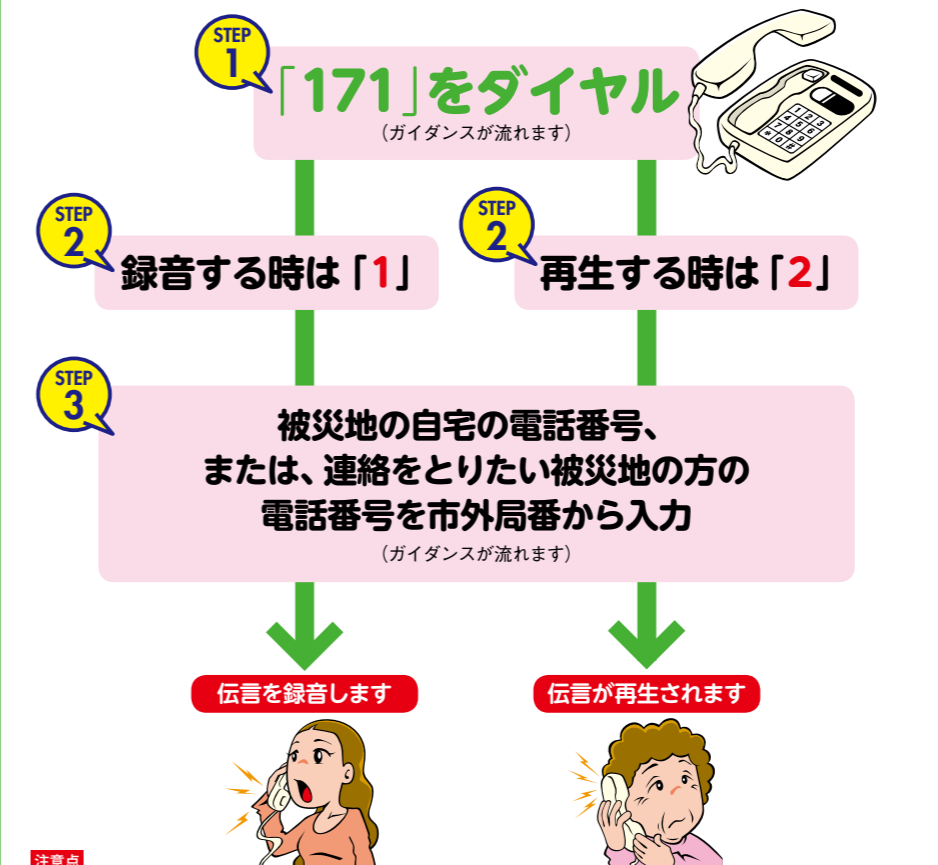
携帯・PHS各社が提供している「災害用伝言板」では、携帯電話・PHSのインターネット接続機能を使い、被災地の方が伝言を文字で登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できます。

**災害発生時は
手短かに状況を伝えて**

災害発生時にはこうしたサービスなどを利用することで、通信の混雑を防ぎ、かつ家族や友人などの安否を迅速に確認できます。それとともに、電話をかける場合には手短かな通話を心がけたり、不要不急な電話やリダイヤルを控えたりすることで、被災地内の緊急を要する電話がスムーズに利用できるよう、改めてご協力をお願いします。

災害用伝言ダイヤル(171)の使い方

「171」をダイヤルするとガイダンスが流れるので、それにしたがって「1」をダイヤルし伝言を録音します。この伝言は48時間保存されます。伝言を聞くには「171」のあとに「2」をダイヤル。「171」さえ覚えておけば、あとはガイダンスに沿って使えます。

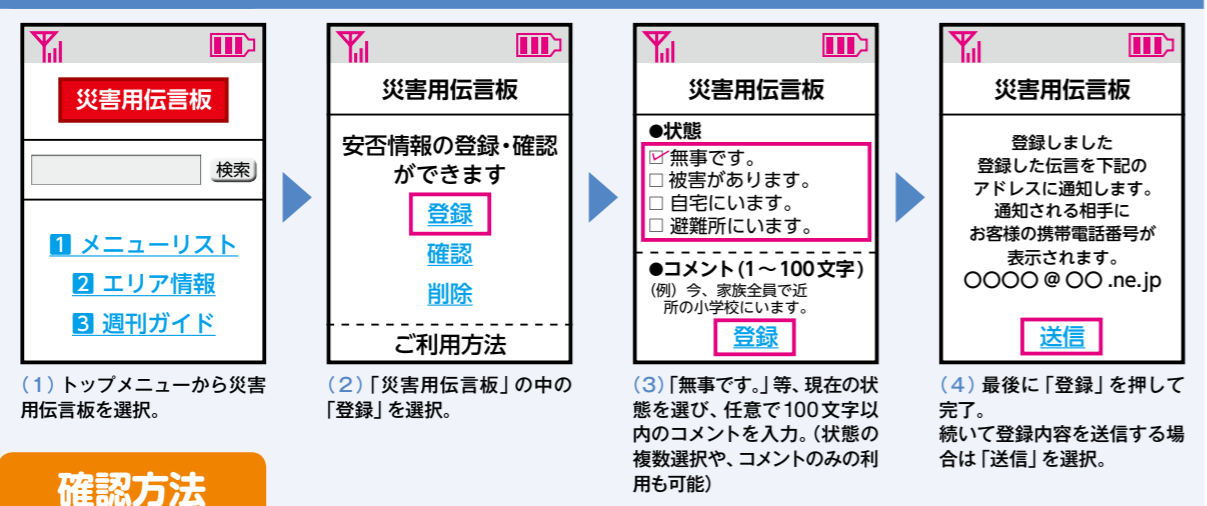


- 注意点**
- 伝言録音時間 1伝言あたり30秒以内。
 - 伝言登録数 1電話番号あたり、最大10伝言まで。
 - 伝言保存時間 登録してから48時間。保存時間を過ぎると自動的に消去されます。
 - 利用料金 伝言の録音・再生には、被災地の電話番号までの通話料が必要です。
※災害用伝言ダイヤルの利用料は不要です。
 - 提供告知 提供の開始、登録できる電話番号等の運用方法・提供条件については、NTTを通じ、テレビ・ラジオ・インターネット等で告知されます。
 - 暗証番号 他人に聞かれたくない伝言などは暗証番号の利用による録音・再生も可能です。

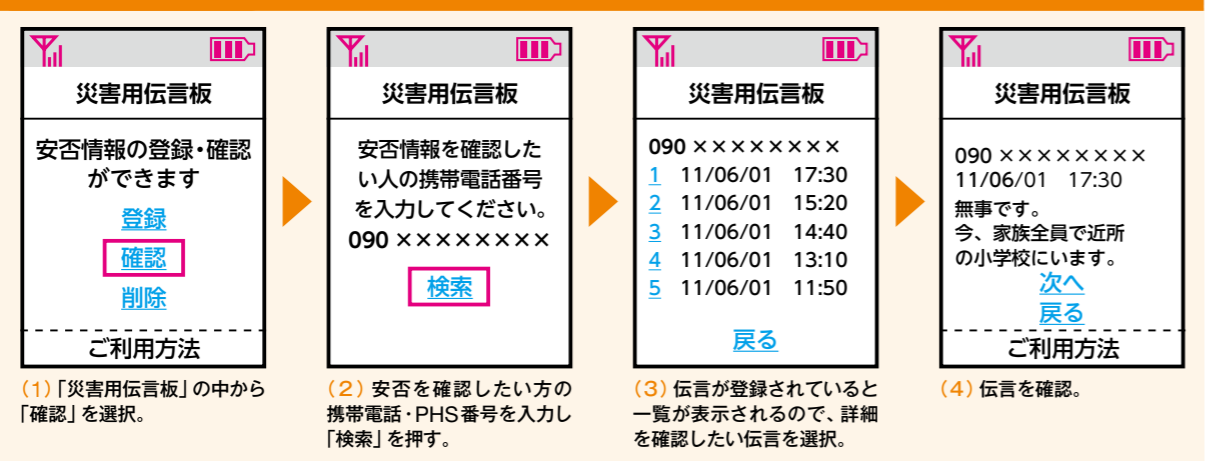
災害用伝言板の使い方

「災害用伝言板」は震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した場合に緊急開設されます。被災地域内など各社が指定した地域の携帯電話・PHSから登録することができます。体験利用の際はメニューリスト内からアクセスしてください。

登録方法



確認方法



- 注意点**
- 登録件数 1電話番号あたり、最大10伝言まで
(ソフトバンクモバイルは80伝言まで)
 - 保存期間 1つの災害での災害用伝言板を終了するまで。
(KDDI(au)及びイーモバイルは登録してから最大31日)
 - 利用料 災害用伝言板の利用料・パケット通信料は無料。
(他社の災害用伝言板のアクセスにはパケット通信料が必要)
 - 提供の告知 開始、登録可能地域等については、テレビやラジオ、インターネットで告知されるほか「災害用伝言サービス」の案内ページで確認できます。
詳しくは下記サイトをごらんください。

電波守るルール



放送や携帯電話、ネットワーク機器や家電などに使われ、今や私たちの暮らしになくてはならない電波。様々なコミュニケーションの媒体として役立つだけでなく、国民の安心・安全を確保するために欠かせないものです。一方で、無免許での電波の不正使用などのルール違反も多発しています。そのため、総務省では電波に関するルールづくりと、正しい運用についての管理などを行っています。

6月1日は電波の日 正しい利用法を知ろう

昭和25年6月1日、電波法などが施行され、国民一般に電波の利用が開放されました。これを記念し、6月1日は「電波の日」と制定されています。また、その日にちなんで、総務省では毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、不法な電波の利用などを防止するため集中的に周知・啓発活動を行うとともに、不法無線局の取締りを強化しています。



電波は正しく使ってね!

正しく電波を利用している人や、快適な社会生活を保護するためにも、電波利用のルール遵守は不可欠です。そして、ルールを守ると同時に、不正を見逃さないことも大切です。
「でも、どんなことが不正利用になるの?」
と疑問に思ったら、ぜひこの特集の終わりまで目を通してください。電波のルールについて、分かりやすくご案内します。これを機会に、みなで電波利用のルールについて考えてみましょう。

電波の利用にはルールがあります

電波を秩序正しく利用するために、我が国では「電波法」において電波の利用方法が規定されています。電波の利用には原則免許が必要で、不法な無線局の開設や国内の規格に適合しない無線機の使用は禁止されています。今お使いの無線機器が違法でないかチェックしてみましょう。

要注意

不法電波でこのような障害が起こります!!

不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど日常生活に悪影響を及ぼすばかりか、消防・救急、警察や列車、航空機など人命にかかわる重要な無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

携帯電話の電波を妨害してしまう



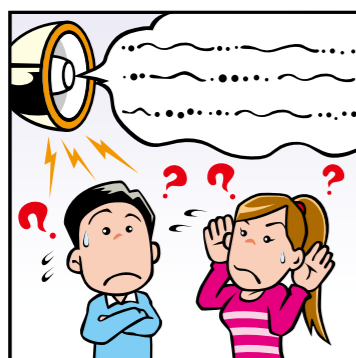
携帯電話の基地局が妨害を受けると、通話に雑音が入ったり、音が聞こえにくくなったり、場合によっては通話ができなくなったりします。

消防・救急無線を妨害してしまう



救急車や消防車などの緊急無線に雑音が入ったり、妨害されると、病院への搬送が遅れたり、消火活動が遅れるなど、人命や財産にかかわる深刻な問題が起こります。

防災行政無線を妨害してしまう



地震や水害などの災害時に防災行政無線が妨害されると、避難勧告などの緊急通信に支障をきたし、人命や財産を脅かすような大きな問題となります。

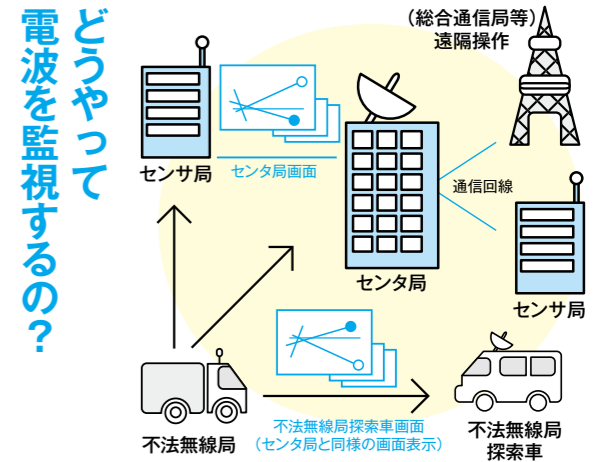
鉄道の無線を妨害してしまう



鉄道の無線に妨害が入ると、列車の運行に支障が生じ、大勢の人に迷惑をかけることがあります。

電波の監視役「DEURAS」 どんなことをしているの？

現代生活になくはない電波。総務省では、全国11カ所にある総合通信局および沖縄総合通信事務所において、不法電波を取り締まり、良好な電波利用環境を保つための活動を行っています。



東京都千代田区九段南の九段第三合同庁舎にある関東総合通信局。電波監視室はフロアの一番奥まったスペースに位置し、関係者以外立ち入ることはできません。扉を開けると、正面に監視表示装置が並び、担当職員が電波の監視を行っています。ここが電波監視システム「DEURAS（デュラス）」の頭脳というべき場所です。総務省では、全国の総合通信局と沖縄総合通信事務所にDEURASを配備して、不法電波の監視や電波の運用状況などをチェックしています。また、無線局の免許人や一般の方から不法電波に関する申告があれば、ただちにDEURASを使って発射源の



DEURAS を搭載した不法無線局探索車、DEURAS-M。

動くDEURASの出番！

電波監視室でおおまかな位置を掴んだあと、正確な位置を特定するために不法無線局探索車DEURAS-Mが出動します。この車には可搬型の測定装置が搭載されています。移動しながら不法電波の発射源に迫ることのできる頼もしい機能を備えた車両です。さらに、担当職員が携帯型方位測定装置を操作しながら移動し、見えない敵である不法電波の発射源を追い詰めていきます。

そのほか、目には見えない電波をデジタル化して画面に映し出すことのできる電波発射源可視化装置もあり、必要に応じて、使用する機器を使い分けています。電波監視の技



電波監視室内と同様のシステムが組み込まれた車内。

術力は世界に誇れるものです。発射源を突き止めると、その多くは不法市民ラジオ（CB無線）や不法パーソナル無線、不法アマチュア無線といった「不法三悪」と呼ばれるものです。総合通信局は取締りや摘発を捜査機関と協力して行い、現場で口頭告発します。また、無線機器は押収され、不法無線局を使用した人は罰せられます。こうして総務省では、DEURASなどの監視設備を利用して、日夜、安心で安全な暮らしのために地道ではあります。重要な電波の監視を行っています。さらに、関東総合通信局は重要無線通信妨害申告の24時間対応を行っています。休日・夜間は全国の総合通信局を代表して電波の監視役を担っています。



移動しながら使う携帯型方位測定装置



各地のセンサ局が該当電波を受信し、その方向が地図上に表示される。赤いラインが交わった地点が発射源。

電波発射源可視化装置。右側のパネルで電波をキャッチし、モニターに映し出す。モニターが載っているボックスを移動させながら不法電波を探査する。電波発射源可視化装置がとらえた電波がモニターに映し出される。左側の男性が携帯電話から発信した電波が右上に映像化されている。特定に動きます。たとえば、消防署から、ドクターヘリの無線を妨害するなどの申告があった場合には、DEURASにより直ちに電波の発射源の特定に努めます。また、一般の方からの「トラックが通るたびにテレビが映りにくくなる」といった申告に対して、その妨害源を探査します。

センタ局の地図上に示された赤いラインが電波の到来方向。不法電波の探索は、総合通信局の「センタ局」から、全国約340カ所に設置した「センサ局」を遠隔操作し、受信した電波をモニター（聴音）し、電波の到来方向などを測定して発射源を特定していきます。センタ局のモニターには地図が表示され、1〜5カ所のセンサ局がとらえた電波が赤いラインとなって映し出されます。複数のラインが交差している場所が電波の発射源です。

電波に関する困りごとやご相談は、下記までお問い合わせください

北海道総合通信局 管轄区域:北海道	不法無線局、混信・妨害 (011)737-0099 電波利用料 (011)709-6000	受信障害(テレビ・ラジオ) (011)737-0033 その他行政相談 (011)709-3550
東北総合通信局 管轄区域:青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	不法無線局、混信・妨害 (022)221-0641 電波利用料 (022)221-0663	受信障害(テレビ・ラジオ) (022)221-0698 その他行政相談 (022)221-0610
関東総合通信局 管轄区域:茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	不法無線局、混信・妨害 (03)6238-1939 電波利用料 (03)6238-1932 受信障害(テレビ・ラジオ) (03)6238-1945	(全国)短波混信・妨害 (046)888-2182 放送相談(地上デジタル放送) (03)6283-1944 その他行政相談 (03)6238-1940
信越総合通信局 管轄区域:新潟、長野	不法無線局、混信・妨害 (026)234-9976 電波利用料 (026)234-9998	受信障害(テレビ・ラジオ) (026)234-9991 その他行政相談 (026)234-9961
北陸総合通信局 管轄区域:富山、石川、福井	不法無線局、混信・妨害 (076)233-4441 電波利用料 (076)233-4414	受信障害(テレビ・ラジオ) (076)233-4491 その他行政相談 (076)233-4405
東海総合通信局 管轄区域:岐阜、静岡、愛知、三重	不法無線局、混信・妨害 (052)971-9107 電波利用料 (052)971-9142	受信障害(テレビ・ラジオ) (052)971-9648 その他行政相談 (052)971-9104
近畿総合通信局 管轄区域:滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	不法無線局、混信・妨害 (06)6942-8535 電波利用料 (06)6942-8544	受信障害(テレビ・ラジオ) (06)6942-8567 その他行政相談 (06)6942-8502
中国総合通信局 管轄区域:鳥取、島根、岡山、広島、山口	不法無線局、混信・妨害 (082)222-3332 電波利用料 (082)222-3308	受信障害(テレビ・ラジオ) (082)222-3383 その他行政相談 (082)222-3314
四国総合通信局 管轄区域:徳島、香川、愛媛、高知	不法無線局、混信・妨害 (089)936-5051 電波利用料 (089)936-5006	受信障害(テレビ・ラジオ) (089)936-5030 その他行政相談 (089)936-5020
九州総合通信局 管轄区域:福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	不法無線局、混信・妨害 (096)312-8255 電波利用料(納付関係) (096)326-7843	受信障害(テレビ・ラジオ) (096)326-7873 その他行政相談 (096)326-7819
沖縄総合通信事務所 管轄区域:沖縄	不法無線局、混信・妨害 (098)865-2308 電波利用料 (098)865-2303	受信障害(テレビ・ラジオ) (098)865-2307 その他行政相談 (098)865-2390

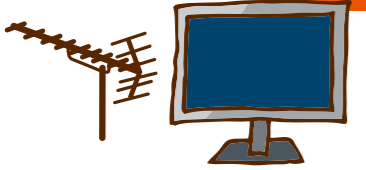


地デジのことで困っていませんか？

うちはどうしたらいいの？
誰に聞いたらいいかわからない



チューナーって何？



アンテナはそのまま使えるの？



どれくらい費用がかかるの？



どんな支援があるのかしら？



全国約1000カ所で、身近な地デジ臨時相談コーナーを設置します!!

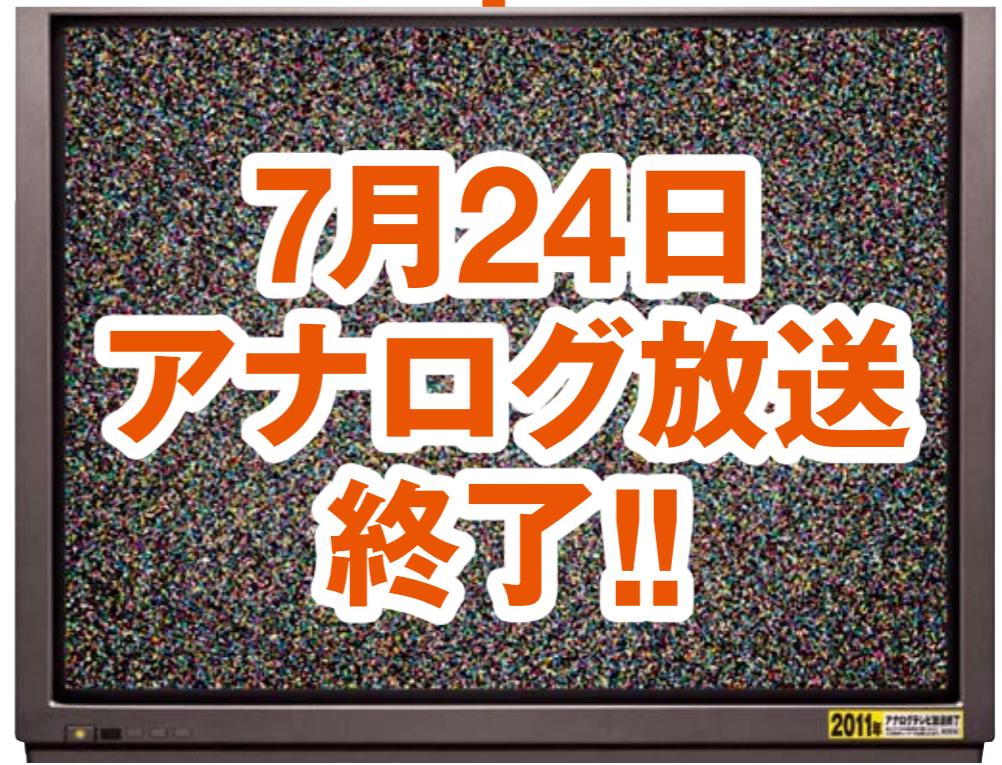
地デジに完全移行する7月24日前後、全国各地の市町村役場やイベント会場など、身近な場所で対面相談及び各種支援等の案内窓口として地デジ臨時相談コーナーを設置します。「えっ、アナログ放送が終わるの?」「何をどうすればいいかわからない!」など、なんらかの理由で対応できずにいる高齢者の方などのニーズにきめ細かくお応えします。地デジに関する質問をお気軽にご相談ください。



(イメージ)

地デジ化 すんでますか

～あなたの地デジ化、お手伝いします～



アナログ放送終了まで、あと2カ月を切りました!
7月24日*には、地上デジタル放送に完全移行します。
ご自宅のテレビ、地デジ化の準備はお済みでしょうか?
「どこに相談すればいいの?」「どんな支援があるの?」
などの疑問をお持ちの方は必見です! あなたの地デジ化、お手伝いします。
※岩手県、宮城県、福島県のアナログ放送終了期限は、最大1年内で別途定めます。



東日本大震災等による被災を受けた施設・設備に対する 地上デジタル放送移行のための支援について

本年7月24日に全国においてアナログ放送を停波し、地上放送の完全デジタル化を実現する予定でしたが、先般の東日本大震災による影響を調査等した結果、岩手、宮城、福島の3県に関しては、アナログ放送停波の延期について所要の検討に着手することとしました。期間は、法律上は最大1年間とし、具体的な延期期間は今後検討します。また、総務省では、東日本大震災等による被災を受けた施設・設備に対して復旧支援を実施します。被災地における地上デジタル放送への円滑な移行を実現するため、重点的な対策を進めてまいります。

なお、岩手、宮城、福島以外の全国各地域は、予定どおり本年7月24日にアナログ放送を終了します。

地デジチューナー支援事業の拡充

平成23年3月11日以降に災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯、または避難の勧告、指示または退去命令を継続して1カ月以上受けている世帯(被災世帯)に対して、簡易なチューナーやアンテナの支援を行います。詳しくは、[総務省 地デジチューナー支援実施センター\(0570-033840\)](http://www.chidejisien.jp)にお問い合わせください。

共同受信施設の復旧支援

現在、ビル陰受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設を地デジ化対応するための改修等に対し、支援事業を行っていますが、災害救助法適用地域(※)において、震災により被災した施設を対象に、助成を拡充します。詳しくは、[総務省 テレビ受信者支援センター統括本部\(03-6459-2781\(平日9:00~18:00\)\)](http://www.chidejisien.jp)にお問い合わせください。

※東京都を除く

その他のお問い合わせ先

デジサポ岩手

019-903-0101

(平日9:00~21:00、土・日・祝日9:00~18:00) ※おかけ間違いにはくれぐれもご注意願います。

デジサポ宮城

022-745-1500

デジサポ福島

024-505-1010

地デジに関する全般的なご相談は

総務省 地デジコールセンター

0570-07-0101

総務省 地デジコールセンターがお受けし、デジサポが対応します。
(平日9:00~21:00、土・日・祝日9:00~18:00)
IP電話など、ナビダイヤルがつかない場合は、03-4334-1111へ。
※おかけ間違いにはくれぐれもご注意願います。



総務省からのお知らせです!

チューナー 支援について

チューナーとは、アナログテレビで地上デジタル放送を受信するための装置をいいます。総務省では、世帯全員が市町村民税(特別区民税を含む)非課税の措置を受けている世帯に、簡易なチューナーを無償で給付しています。非課税世帯支援の対象であることの証明として、世帯全員が記載された住民票の写しと、世帯全員分(平成3年4月2日以降に生まれた方の分を除く)の非課税証明書が必要です。詳しくは地デジチューナー支援実施センターにお問い合わせください。

なお、従来のNHK放送受信料全額免除世帯に対する支援も継続して実施していますので、引き続きご利用ください。

ビル陰受信 障害について

地デジでは、ビル陰等による受信障害が大幅に改善されます。受信障害が解消する場合と、継続する場合は対応方法が異なりますので、地デジ対応がまだの方は、今すぐに確認をしてください。受信障害が解消する場合は、ご自身で受信アンテナを立てる等、各ご家庭で地デジの準備が必要になります。

市町村民税非課税世帯への 支援に関するお問い合わせは

<http://www.chidejisien.jp/>
0570-023724
FAX: 043-302-0284
上記の電話番号が利用できない場合
043-332-2525
(平日9:00~21:00、土・日・祝日9:00~18:00)

NHK放送受信料全額免除世帯への 支援に関するお問い合わせは

<http://www.chidejisien.jp/>
0570-033840
FAX: 044-966-8719
上記の電話番号が利用できない場合
044-969-5425
(平日9:00~21:00、土・日・祝日9:00~18:00)

共同受信施設の助成金制度に関する お問い合わせは

<http://digisuppo.jp/>
0570-093-724
上記の電話番号が利用できない場合
03-5623-3121
(平日9:00~18:00)

※おかけ間違いにはくれぐれもご注意願います。

地デジ詐欺に ついて

受信障害が継続する場合は、共同受信施設のデジタル化が必要ですので、施設管理者に今すぐ確認をしてください。共聴施設のデジタル化にしてお困りのことがございましたら、デジサポへご相談ください。

総務省やデジサポを名乗る職員が家に来て、地デジ普及のためなどと偽って費用を請求する、あるいは工事業者を名乗る者が地デジ対応工事をするからと偽って前金を要求するなどといったケースが報告されています。

行政機関や放送局が、地デジに関することでお金を請求することは、絶対にありません。また、頼んでいない工事や覚えのない請求ははっきりことわり、絶対部屋に上がらせないとが肝心です。「これって地デジ詐欺?」と思ったら、すぐお近くの警察や地デジコールセンターに連絡しましょう。



平成24年経済センサス 活動調査を実施します



経済センサス活動調査は、我が国の全産業分野の事業所及び企業の経済活動の状態を、全国的及び地域別に明らかにする基幹統計調査です。

経済センサス活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を、同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の統計調査として新たに実施するものであり、日本の経済活動の状態を明らかにし、「日本の経済力」を知るための重要な調査です。

経済センサス活動調査は、平成24年2月に実施します。支社等のない、単独事業所については、調査員が事業所に伺い、調査票への記入依頼

調査票などの配布・回収を行います。また、支社等のある企業本社については、行政機関が郵送により調査票を配布し、郵送またはインターネットで調査票の回収を行います。

経済センサス活動調査の実施に際しては、これまで実施していた、事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、本邦鉱業のすう勢調査を廃止するとともに、平成21年商業統計調査、平成23年工業統計調査、平成23年特定サービス産業実態調査を中止し、活動調査の中で必要な事項を把握することにより、調査の対象となる事業者の皆様方の記入負担の軽減を図ります。

全国すべての
事業所が
調査対象です



中小企業から大企業まで

【調査結果はこのように利用されます】

① 国内総生産（GDP）や都道府県民所得の推計



② 地方消費税の清算や市町村への交付



③ 地域の産業振興や活性化のための施策



④ 工業団地開発計画・企業誘致の施策



支社等のある企業には「事業所等確認票」を配布しています

正確な統計を作成するため、平成24年2月の調査に先立ち、支社等の事業内容等を確認させていただいております。

対象の企業には、平成23年6月から「事業所等確認票」を配布しています。印字されている内容の確認・修正と、調査票の回答方法（郵送かインターネット）をご記入の上、返送をお願いいたします。

支社等とは、本社等が統括している事業所のことです。支社・支所・支店のほか、従業員を有し、事業活動が行われていれば、営業所、出張所、配送センターなども含まれます。



鹿沼市

地域の魅力を新たに発掘！ ほっと立ち寄れる「おもてなし」のまち

首都圏からのアクセスも至便な自然に囲まれた木工のまち。ここでは、市民の「おもてなし」の心と、若いアイデアで、中心市街地を活性化させる取組が進められています。

撮影：宇賀善之 写真提供：鹿沼市



茂呂山に整備されている野鳥の森公園から、市内を一望できる。奥に連なる山々は日光連山。

前日光県立自然公園
古峰ヶ原
東武日光線
板荷駅
北鹿沼駅
新鹿沼駅
榎山駅
楡木駅
千手山公園
JR日光線
鹿沼駅

鹿沼市

CITY PROFILE
人口：101,978人(平成23年5月1日現在)
面積：490.62km²
HP: <http://www.city.kanuma.tochigi.jp/>

栃木県

伝統技術が光る 木工のまち

北関東中部に位置する栃木県鹿沼市。県庁所在地宇都宮市の西隣、北には日光連山を望む、自然に恵まれた落ち着いた環境を形成しています。東京から約100km圏内にあり、東北自動車道、北関東自動車道などの高速道路、JR日光線、東武日光線などの鉄道が発達し、交通ア

クセスも至便です。そのため、宇都宮市のベッドタウンとして発展してきました。

市域の約7割を山林が占めている鹿沼市は、江戸時代からの伝統的な木工技術が伝わる「木工のまち」としても有名です。製材業や建具などの製造業が盛んで、特に「鹿沼の組子」は全国的な知名度を誇っています。また、伝統行事「鹿沼ぶっつけ秋祭り」の彫刻屋台は、江戸時代からの

伝統を今に残す精緻な彫刻が見もので、鹿沼を代表する文化財となっています。

さらに、園芸用に需要の高い鹿沼土、全国有数の産地として有名なサツキ、ニラやイチゴ、和牛やハトムギなどの農産物等、豊富な特産品は「かぬまブランド」として市とかぬまブランド推進協議会によってブランドینگされ、地域の新たな魅力創出に貢献しています。

笑顔あふれる やさしいまち

山林や河川などの豊かな自然資源、伝統ある魅力的な文化財を有している鹿沼市ですが、目下の課題は、中心市街地の活性化にあります。社会を背景とした経済活動の増加等により、郊外への人口流出や空き店舗の増加など中心市街地の空洞化が深刻になっています。そこで、空き店舗の有効活用などで商業地域を活性化し、観光客を含めた中心市街地の交流人口の増加を図っています。

また、中山間地の有効活用と定住人口の増加を図るため、菜園付き住宅地を分譲しています。首都圏へのアクセスの良さ、野菜づくりや地域参加を支援してくれる地元住民の応援団の存在が、「田舎暮らし」を求める都市部の人々のニーズとマッチし、30〜60代まで幅広い層の入居が決まっています。

このように、次々に新たなPRポイントを発掘し、「笑顔あふれるやさしいまち」を目指した取組を進めています。



毎年開催されている「鹿沼さつきマラソン大会」。30回記念大会だった昨年は、子供から大人まで1万人超のランナーが集い、新緑の鹿沼路を走り抜けた。



版画家・川上澄生の作品を展示している川上澄生美術館。作品に登場する洋館をイメージして造られ、内装には鹿沼産の木を随所に使用している。



菜園付き住宅分譲地「鹿沼くら〜ねの里」。東京まで電車で90分の立地の良さと、心強い地元応援団「くら〜ね」のサポートが人気。



右/今宮神社氏子27カ町で保有されている彫刻屋台のうち、3台が「屋台のまち中央公園」に展示されている。写真の久保町屋台は、江戸時代に建造された匠の技が光る名品。
左/鹿沼の秋の風物詩である「鹿沼ぶっつけ秋祭り」。江戸時代から約400年の伝統を誇っており、豪華絢爛、勇壮優美な彫刻屋台の引き回しや、「ぶっつけ」と言われるお囃子の競演が見どころ。国の重要無形民俗文化財に指定されている。



昭和23年の市制施行記念事業として整備された千手山公園。約300本の桜と1000本を超えるツツジが見どころ。人気映画の撮影地としても有名。



市民のアイデアで市街地再生

鹿沼市の新たな観光拠点である「まちの駅 新・鹿沼宿」。にらそばやかぬま和牛など地元食材を使った飲食店や、イチゴやニラなどの農産物直売、木製品などの特産物販売を行っている。



地方力 その1

交流人口増加を目指す「おもてなし」 「まちの駅」設置数日本一!

鹿沼市では、誰でも休憩や、トイレを利用でき、地域の情報を入手できる「まちの駅」の開設を支援し、交流人口の拡大を目指しています。現在、市内に開設された「まちの駅」は実に87カ所。その数は日本一を誇っています。

「まちの駅」のほとんどは市内の施設や商店などが自主的に開設、運営しています。トイレを気持ちよく使えるよう、きれいに保つ「ピカピカトイレ」の実践など「おもてなし」の心を大切にしており、訪問してくれた人が「楽しく回遊できるまち」になるよう、各駅間での情報交換やイベント開催など、市民が主体となって様々な取組を行っています。

中でも今年4月29日にオー



鹿沼産の木材をふんだんに使用した建物は、内装にも伝統技術の粋を集めた「木工のまち」ならではのアイデアが詰まっている。



鹿沼では昔からごく当たり前に食されている「にらそば」。特産品の「そば」と「ニラ」の絶妙なコラボレーションは世代を超えて愛されている。

ブシしたばかりの「まちの駅 新・鹿沼宿」は、大型商業施設の跡地を利用して平成17年から整備が進められ、「まちの駅」のキーステーションとして、大きな役割を担っています。地域情報の発信拠点、市内を網羅するリーバスの

の発着点、また、「かぬまブランド」商品をはじめとした特産品や地場農産物などの販売拠点としての機能をもった「新・鹿沼宿」。トイレ休憩や食事、お土産購入など、まずは「足を止めてもらう」ことから誘客を図ります。

「日本一きれいなトイレ」を目指して作られたピカピカトイレ。誰もがゆったりと落ち着いて使えるよう、空間デザインやバリアフリーに配慮している。



地方力 その2

市街地活性化の“核”となる市民イベント 「THE 楽市 in かぬま」

「中心市街地を活性化したい」「集客の核となるイベントを作りたい」「新規創業者を増やしたい」。このような市民の思いが形となったのが、「THE 楽市 in かぬま」です。市内の事業者やボランティア団体、市民活動団体などの代表者からなる若手15人の「かぬま楽市実行委員会」により、平成20年からスタートしました。市内外からの来場者に市内をゆつくり見せて回ってもらうことで、中心市

街地の活性化、にぎわいの創出につなげようと、市内の魅力を再発見できるラリー形式の催しなど、若いパワーと斬新なアイデアを活かし、鹿沼独自の特色あるイベントの企画運営を行っています。今後は、先日オープンした「まちの駅 新・鹿沼宿」とも連携し、子供からお年寄りまで幅広い年齢層の人々が楽しめる、「核」となるイベントへと発展させていく予定です。



交通安全を呼び掛けるカヌマン。鹿沼警察署から交通安全功労賞も受賞した。市と防犯協会が手掛ける「さんぽ de バトロール」事業にも協力している。



東日本大震災により市内のフォレストアリーナに避難してきた、福島県飯舘村の子供たちを励ますカヌマン。募金活動も継続して行っている。

来場者15,000人を数える楽市のメインイベント「まちなかマーケット」。鹿沼市の特産品や手作り雑貨など、50を超える店舗が参加。



「THE 楽市 in かぬま」のポスター。今年からは財源も独立し、市民による協働事業として新たなスタートを切った。

地方力 その3

地元若者が生んだご当地ヒーロー! 絢爛郷土カヌマン

鹿沼市のご当地ヒーロー「絢爛郷土カヌマン」。「1号IIイチゴ」「2号IIニラ」「3号II鹿沼土」「4号IIサツキ」「5号II木工と工業」と特産品をモチーフにしたキャラクターは、鹿沼市に在勤、在住する20〜30代の若者を中心とした市民団体「鹿沼ヒーロー計画」が展開しています。カヌマンの誕生は、地元で地域活性化に取り組んでいるメンバーが「キャラクター

の力でもっと広めたい」と考えたことがきっかけ。そのため、単なるビジネスとしてではなく、郷土のためになる活動に特化して出動しています。今では、市長も「総司令官」として出動するほど欠かせない存在になっており、特別住民票を授与され、小学校の社会科副読本のナビゲーターにも採用されました。若者たちの地元愛が、活性化の一翼を担っているのです。

守って！ 電波のルール。

電波の利用には

原則 免許が必要！



写真：朝日新聞

- 不法電波が電波環境に影響を与えることがあります。
- 無線機の使用には  技適マークの確認を！
- 外国規格の無線機は、国内で使用できません。

 総務省 総合通信基盤局 <http://www.tele.soumu.go.jp/> 詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ